

地域限定保育士の全国展開について

厚生労働省 子ども家庭局 保育課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域限定保育士の全国展開に対する厚生労働省の考え

- 全国展開に当たっては、現在、地域限定保育士試験を行っている自治体が行っている規制緩和の手法（試験事務の民間委託、実技試験に代えて講習を実施）を全国の都道府県でも実施できる方向で検討したい
- 保育士の就業地を限定する形での全国展開・一般制度化は、かえって保育人材確保を硬直させ、国民の理解を得ることは難しいと考えている

[待機児童対策としての政策的必要性]

- 地域限定保育士は、**保育の需要に緊急的かつ集中的に応じるため**、平成26年当時は保育士試験が年1回しか実施されなかったところ、複数回実施を促すとともに、待機児童が深刻な**区域における保育需要への対応に限定して保育士を確保する目的**で創設されたもの。
⇒国家戦略特区制度の導入を契機に、**保育士試験は全都道府県で年2回実施**され、**保育士試験合格者数も増加**。所期の目的は達成。
- 保育士の業務には地域性が存在せず、どの都道府県でも同質の保育が提供されているものである中で、仮に全国で地域限定保育士の仕組みを導入する場合、都道府県を超えて就業しようとする保育士の就業を抑制する仕組みを一般制度として構築することとなり、**保育人材の確保方を硬直化させる虞がある**。

[保育士資格制度としての必要性和許容性]

- 保育士の業務には、**提供する保育内容や保育士に求められる資質に地域性は存在せず**、どの都道府県で合格しても全国で保育士として業務に従事できる前提であるが、現在、「地域限定保育士」は、児童福祉法とは異なる趣旨・目的の法律に基づき実施。
- これを児童福祉法に基づき全国展開した場合、保育内容や資質に地域性が存在することを容認することとなり、①**子どもの保育内容の質的保障**と②**保育者の就業地の限定**の点につき、政策的必要性和法的許容性の両面から**国民の理解を得ることが困難**であると考えている。

[全国展開の方向性]

- 以上により、地域限定保育士の全国展開に当たっては、現在行われている規制緩和の手法である、①**試験事務の民間委託**と②**実技試験に代えて講習を実施することについて**、**全国の都道府県において実施できる方向で検討**したい

- 参考資料

ひと、くらし、みらいのために

保育士について

1. 定義

- 保育士とは、保育士の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。（児童福祉法第18条の4）

2. 資格取得の方法等

保 育 士 ※児童福祉法第18条の4

登 録(各都道府県単位) ※児童福祉法第18条の18第1項

(登録者数 1,722,679人 : R3.4.1現在)

○指定保育士養成施設 ※児童福祉法第18条の6第1項

【関連データ】

- ・R元年度末累計資格取得者数：1,851,731人
- ・R元年度資格取得者：37,831人
- ・指定保育士養成施設の状況（R2.4.1現在）

※（）内は前年

合 計	683か所	(687か所)
大学	281か所	(282か所)
短期大学	229か所	(232か所)
専修学校	163か所	(162か所)
その他施設	10か所	(11か所)

○保育士試験 ※児童福祉法第18条の6第2項 ※各都道府県、指定試験機関委託 ※児童福祉法第18条の9

【関連データ】

- ・R2年度末時点合格者数累計：509,013人
- ・R2年度実施試験の実績： 受験申請者数 44,914人
全科目合格者数 14,234人 うち全部免除者数 3,344人
※地域限定保育士試験を含む

保 育 士 試 験 受 験 資 格

大学等(短大含)

2年以上在学
(62単位以上取得者等)

児童福祉施設

実務経験5年以上
(高校卒業者は実務経験2年以上)

幼稚園教諭免許状有

(試験一部免除)

知事による受験資格認定

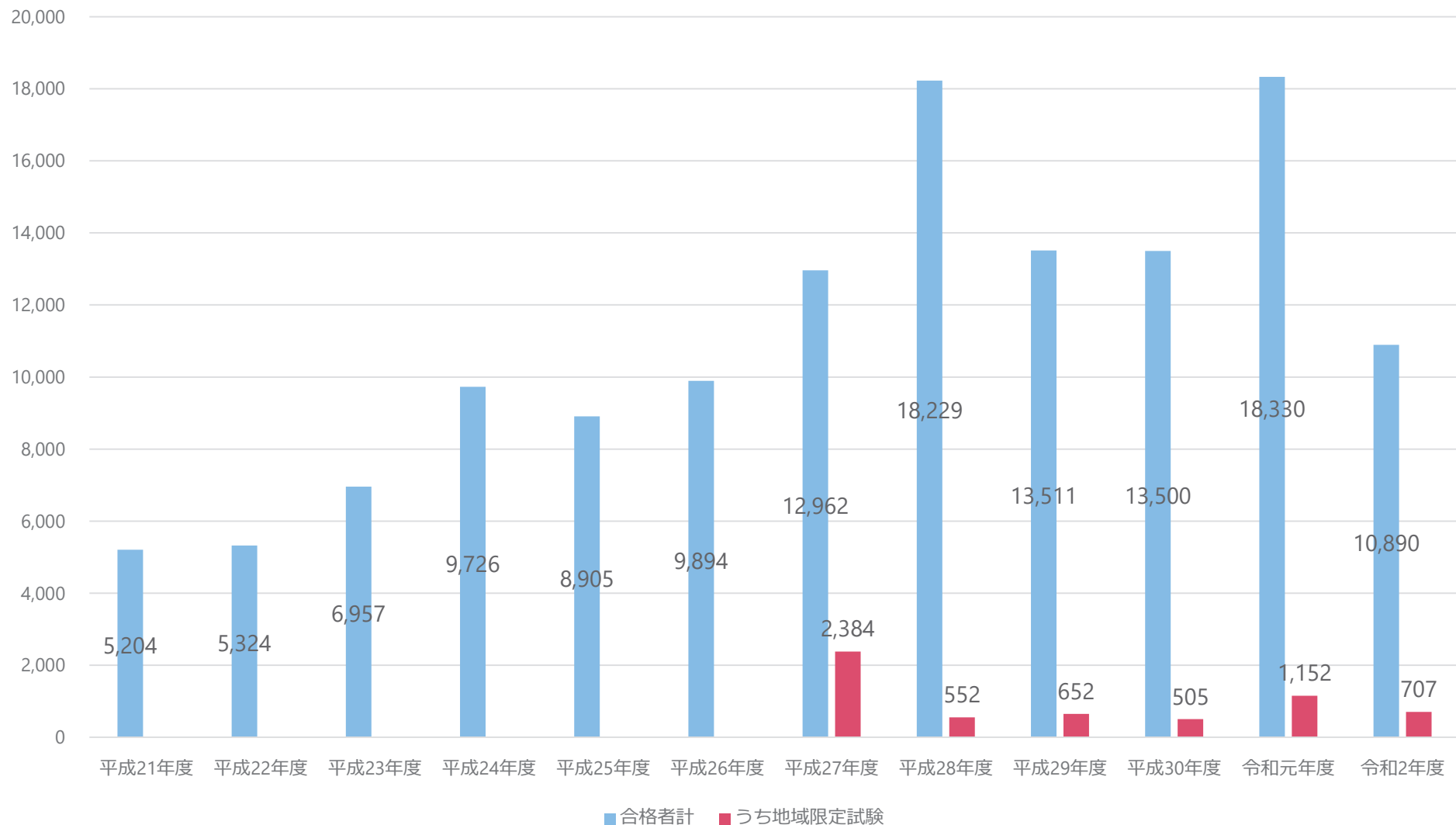
実務経験(※) 5年以上
(※高校卒業者は実務経験2年以上)

○対象施設

- ・へき地保育所・家庭的保育
- ・認可外保育施設 等

保育士試験合格者推移（特例免除合格者除く）

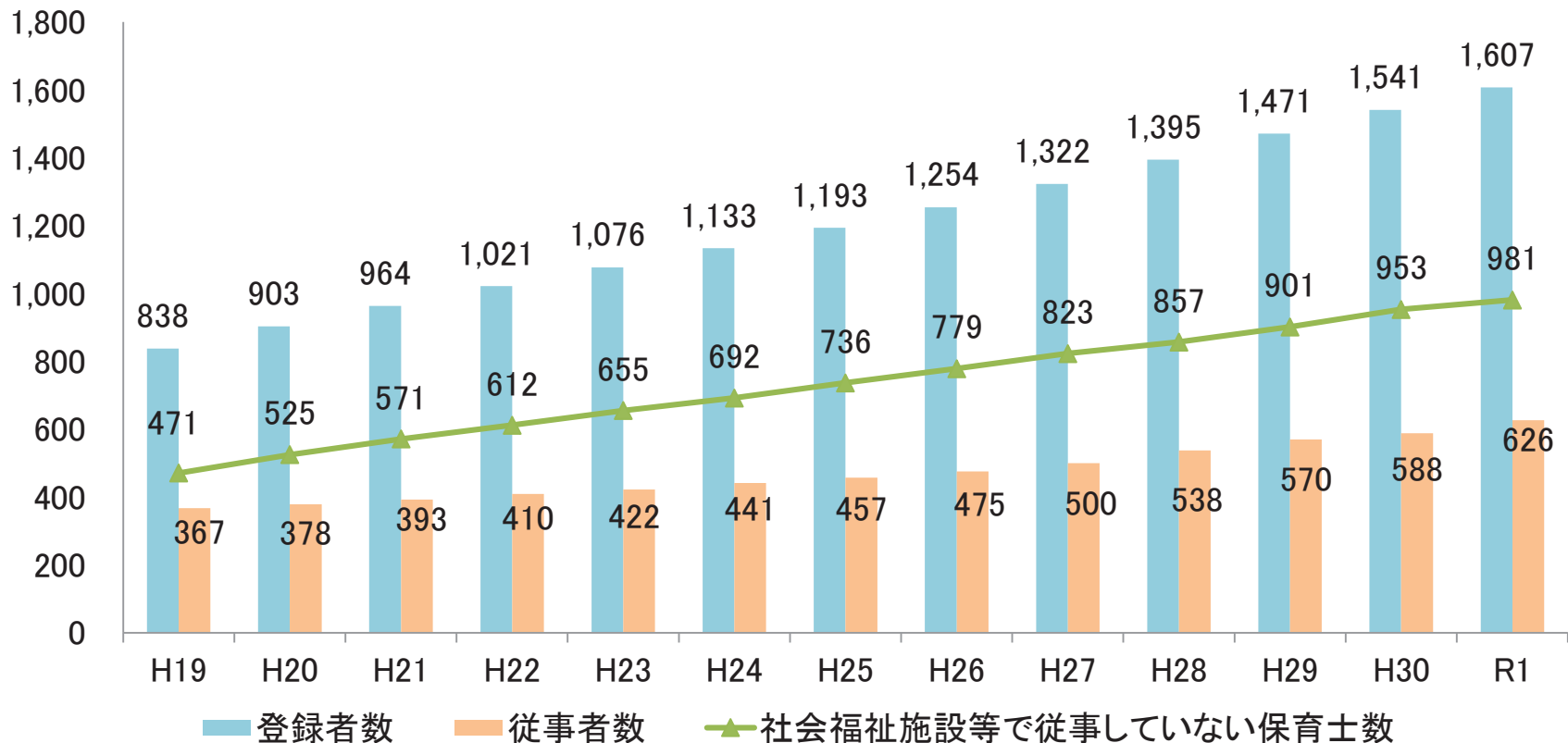
（単位：人）



保育士の登録者数と従事者数の推移

○ 保育士登録者数は約161万人、従事者数は約63万人であり、保育士資格を持ち登録されているが、社会福祉施設等で従事していない者は98万人程度となっている。

(単位:千人)



出典：登録者数：厚生労働省子ども家庭局保育課調べ(各年10月1日)

従事者数：厚生労働省「社会福祉施設等調査」(各年10月1日)の社会福祉施設に従事する(常勤換算でない)保育士の数を元に、平成29年までは、厚生労働省(子ども家庭局)で回収率(例：保育所等の場合、平成28年の回収率：93.9%、平成29年の回収率：94.3%)の変動を踏まえ、割り戻して算出したもの。平成30年は、全数調査から標本調査への移行により調査結果が全施設の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

※ 従事者数には、常勤保育士のほか、常勤ではない短時間勤務の保育士も1名として計上しており、保育所のほか、児童養護施設等の社会福祉施設で従事している者も含まれている。

※ H23の従事者数については、東日本大震災の影響で宮城県と福島県の28市町村で調査未実施。

※ 社会福祉施設等で従事していない保育士数には、認可外保育施設や幼稚園に勤務する者、保育士が死亡した場合の保育士資格の喪失に係る届出を行っていない者を含む。

保育士の平均賃金等について

【年収換算・月収換算した賃金】

	男女計		男		女	
	年収換算	月収換算	年収換算	月収換算	年収換算	月収換算
全職種	487.3万円	40.6万円	546.0万円	45.5万円	381.9万円	31.8万円
保育士	<u>374.5万円</u>	<u>31.2万円</u>	<u>400.8万円</u>	<u>33.4万円</u>	<u>373.0万円</u>	<u>31.1万円</u>

【平均年齢、勤続年数、決まって支給する現金給与額】

	男女計				男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額
全職種	100.0%	43.2年	11.9年	330.6千円	64.2%	43.8年	13.4年	366.6千円	35.8%	42.0年	9.3年	265.9千円
保育士	<u>100.0%</u>	<u>37.6年</u>	<u>7.7年</u>	<u>249.8千円</u>	<u>5.6%</u>	<u>32.4年</u>	<u>5.7年</u>	<u>273.8千円</u>	<u>94.4%</u>	<u>37.9年</u>	<u>7.8年</u>	<u>248.4千円</u>
幼稚園教員、 保育教諭	100.0%	36.3年	8.7年	253.8千円	5.6%	45.0年	13.0年	360.8千円	94.4%	35.8年	8.4年	247.4千円
看護師	100.0%	41.2年	8.9年	338.4千円	11.7%	38.8年	8.8年	349.3千円	88.3%	41.5年	8.9年	337.0千円
介護職員 (医療・福祉施設等)	100.0%	43.0年	7.3年	252.3千円	35.0%	39.7年	7.2年	272.5千円	65.0%	44.8年	7.4年	241.4千円
訪問介護従事者	100.0%	49.2年	7.5年	260.2千円	21.3%	42.9年	5.2年	284.6千円	78.7%	50.8年	8.2年	253.6千円

(出典) 令和2年賃金構造基本統計調査

(※) 「年収換算」: 令和2年賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に12を乗じ、「年間賞与その他特別給与額」を足した額

(※) 「月収換算」: 「年収換算」を12で割った額

(※) 「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額のこと。手取額でなく、税込み額である。

現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与も含まれる。